

製造業のサービス化コンソーシアム 運営会則

制定 平成27年10月1日

改定 令和元年7月3日

改定 令和4年5月16日

改定 令和6年5月29日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17規程第44号)に基づいて設置する、製造業のサービス化コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

(設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)人間拡張研究センターに、製造業のサービス化コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、製造業のサービス化に資する各種手法・技術及びサービス化を担う人材育成に資する「製造業のサービス化カリキュラム」について、参加企業、並びに産総研職員をはじめとする研究者が意見交換し、導入推進を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 本会則において、「製造業のサービス化」とは、製品に価値を込めて提供するだけの事業形態から、製品を媒体とするサービスを通じた顧客との価値共創によって、経済・社会・環境的に持続可能な事業形態へ移行することをいう。

(事業)

第4条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 事例研究に基づくサービス化の阻害要因の分析
- 二 サービス化を推進する人材育成のカリキュラム提案
- 三 サービス化を促進する手法・技術の意見交換、導入推進
- 四 研究者・実務家による講演
- 五 活動成果の発信(シンポジウムの開催、企業研修の実施等)
- 六 その他、本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 会員とは、本会則に賛同し、前条に規定する事業の推進を図る者で、次条第2項に基づき入会を承認された法人会員、個人会員及び特別会員（以下「会員」という。）をいう。

- 一 法人会員は、法人又は団体とする。法人会員の登録人数は一口あたり5名までとする。
- 二 個人会員は、大学又は公的研究機関の研究者とする。
- 三 特別会員は、法人会員及び個人会員以外で、本コンソーシアムの会長が特に参加を認めた者とする。

(会員の入退会等)

第6条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を会長あてに提出するものとする。

- 2 会長及び副会長は、前項の申込書に基づき、本コンソーシアム及び製造業のサービス化研究に対する貢献の観点から審査を行い、入会の可否を決定するものとする。
- 3 会員で退会を希望する者は、事前に理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。
- 4 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 5 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、会長がこれを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき
 - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
 - 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利・義務)

第7条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
- 二 会員は、会長、副会長または事務局に対して、随時、議案を提出する権利を有する。
- 三 法人会員は、第11条に規定する総会への参加及び議決権を行使する権利を有する。なお、会員の議決権は、一法人会員一口あたり1とする。
- 四 個人会員及び特別会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 会員は、第14条第1項に規定する会費を負担するものとする。
- 二 会員は、第14条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
- 三 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程

及び総会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

四 個人会員は、年度に1回以上の研究報告を行うものとする。

(役員)

第8条 本コンソーシアムは、役員として、会長1名、副会長1名を置く。

一 会長は、産総研人間拡張研究センターの長又は産総研に所属する職員のうち人間拡張研究センターの長が指名した者が務める。

二 副会長は、会員の中から会長が指名した者が務める。

三 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。

四 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故のあるときはその職務を代行する。

五 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第9条 削除

(事務局)

第10条 本コンソーシアムの事務局は、産総研人間拡張研究センター内に置く。

2 事務局は、会長が指名した人間拡張研究センターに所属する職員が務める。

(総会)

第11条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。

2 総会の議長は会長が務める。

3 総会は、役員が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。

一 事業計画及び第14条に規定する運営費に係る収支予算

二 事業報告及び第14条に規定する運営費に係る収支決算

三 その他、運営に関する事項

4 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立し、提出議案は法人会員出席者数の過半数で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって他の会員に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会計年度)

第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(運営費)

第14条 本コンソーシアムの運営費は、法人会員からの会費をもって充てる。

- 一 法人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、一法人会員一口あたり20万円とする。
- 二 個人会員及び特別会員については、会費徴収を行わない。

2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、総会で議決の会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第15条 予算及び決算は役員で立案し、総会に提出し承認を得るものとする。

2 事務局は、当該事業年度の収入及び使途並びに経理状況を役員に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第16条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第17条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転するものと解釈してはならない。

2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(輸出管理条項)

第18条 会員は本コンソーシアムにおいて提供又は開示（以下、あわせて本条において「提供等」という。）を受けた貨物、情報及び資料（複製物を含む。）を、輸出又は外国における提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易第492号。）の1（3）サ①、②又は③に該当する居住者への提供等を行う場合、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令を遵

守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(解散)

第19条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合、総会の議を経て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第20条 本会則の改廃については、総会の議を経て定める。

(設置期間)

第21条 本コンソーシアムの設置期間は、令和2年3月31日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第22条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、役員及び事務局が協議の上、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年7月3日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和4年5月16日から施行する。
- 2 改正前の本会則において運営委員会がなした決議は、会長がなしたものとみなす。

附 則

- 1 この会則は、令和6年5月29日から施行する。